

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行
平成24年12月10日現在

1. 商品名	・通知預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客様
3. 期間	・期間の定めはございません。 7日間の据置期間が必要となります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でお預入れいただきます。 ・50,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻しいたします。 払戻し日の2日前までに通知が必要となります。 据置期間は原則として払戻しできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の金利を適用いたします。(金利情勢により変動します) ・解約時に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を10,000円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。
7. 課税	・利息の20%(国税15%、地方税5%)が源泉分離課税されます。 復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。
8. 手数料	-
9. 付加できる特約事項	・マル優制度をご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間中に解約される場合は、お預入れ日から解約日前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、利息とともにお支払いいたします。
11. その他参考となる事項	・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されます) ・金利については窓口にご照会ください。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772